

特別養護老人ホーム日の出紫苑 料金表

(令和6年8月1日改定)

(1) 基本料金

自己負担割合については、介護保険負担割合証でご確認ください。

介護福祉施設サービス費Ⅰ・Ⅱ（従来型個室・従来型多床室）

要介護度	1日あたりの自己負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	589円	1,178円	1,767円
要介護2	659円	1,318円	1,977円
要介護3	732円	1,464円	2,196円
要介護4	802円	1,604円	2,406円
要介護5	871円	1,742円	2,613円

※ 上記金額に×1.045円（地域区分）の金額となります。

(2) 主な加算料金 ※施設の職員体制や取り組みなどによってお支払い頂く料金です。

*の印のある加算は、科学的介護情報システム（LIFE）に情報提供し、フィードバックを受けた場合の算定されます。

<体制加算>

	1日あたりの自己負担額（月あたりの加算は月を記載）		
	1割負担	2割負担	3割負担
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	36円	72円	108円
安全対策体制加算	20円/入所時に1回	40円/入所時に1回	60円/入所時に1回
*栄養マネジメント強化加算	11円	22円	33円
*科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50円/月	100円/月	150円/月
看護体制加算（Ⅰ） <small>口</small>	4円	8円	12円
看護体制加算（Ⅱ） <small>口</small>	8円	16円	24円
夜勤職員配置加算（Ⅲ） <small>口</small>	16円	32円	48円
精神科医療指導加算	5円	10円	15円
サービス提供体制加算（Ⅲ）	6円	12円	18円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円	24円	36円
*個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円/月	40円/月	60円/月
*個別機能訓練加算（Ⅲ）	20円/月	40円/月	60円/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	100円/月	200円/月	300円/月
*口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110円/月	220円/月	330円/月

認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4円	8円	12円
生産性向上推進加算（Ⅱ）	10円／月	20円／月	30円／月
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	5円／月	10円／月	15円／月
高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ）	5円／月	10円／月	15円／月

※日常生活継続支援加算を算定する場合、サービス提供体制加算は算定されません。

※上記金額に×1.045円（地域区分）の金額となります。

<個別加算>

	1日あたりの自己負担額（月あたりの加算は月を記載）		
	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算 （入所した日から30日以内）	30円	60円	180円
入院または外泊時加算 （1ヶ月のうち6日を限度）	246円	492円	738円
配置医師緊急時対応加算	325円／回（早朝・ 夜間及び深夜を除く） 650円／回（早朝・ 夜間の場合） 1,300円／回（深夜 の場合）	650円／回（早朝・ 夜間及び深夜を除く） 1,300円／回（早朝・ 夜間の場合） 2,600円／回（深夜の 場合）	975円／回（早朝・ 夜間及び深夜を除く） 1,950円／回（早 朝・ 夜間の場合） 3,900円／回（深夜 の場合）
療養食加算	6円／食	12円／食	18円／食
経口移行加算 （原則180日を限度）	28円	56円	84円
経口維持加算（Ⅰ）	400円／月	800円／月	1,200円／月
経口維持加算（Ⅱ）	100円／月	200円／月	300円／月
若年性認知症入所者受入加算	120円	240円	360円
再入所時栄養連携加算 （1回を限度）	200円／回	400円／回	600円／回
退所時栄養情報連携加算	70円／回	140円／回	210円／回
退所時情報提供加算	250円／回	500円／回	750円／回
*排せつ支援加算（Ⅰ）	10円／月	20円／月	30円／月

*排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	30円/月	45円/月
*排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	40円/月	60円/月
*褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	6円/月	9円/月
*褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	26円/月	39円/月
*自立支援促進加算	280円/月	560円/月	840円/月
*ADL維持等加算(Ⅰ)	30円/月	60円/月	90円/月
*ADL維持等加算(Ⅱ)	60円/月	120円/月	180円/月
看取り介護加算(Ⅱ)	72円 死亡日以前 31～45日	144円 死亡日以前 31～45日	216円 死亡日以前 31～45日
看取り介護加算(Ⅱ)	144円 死亡日以前 4～30日	288円 死亡日以前 4～30日	432円 死亡日以前 4～30日
看取り介護加算(Ⅱ)	780円 死亡日の前日、 前々日	1,560円 死亡日の前日、 前々日	2,340円 死亡日の前日、 前々日
看取り介護加算(Ⅱ)	1,580円 死亡日	3,160円 死亡日	4,740円 死亡日

※上記金額に×1.045円(地域区分)の金額となります。

(その他加算)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	自己負担合計金額 ×14%×1.045円
---------------	-------------------------

※端数処理の為、多少金額が変動します。

(3) 居住費

居室	1日あたりの居住費
2人部屋多床室	915円
個室	1,400円

(4) 食費

1食あたりの自己負担金	朝食 500円 昼食 700円 夕食 650円
-------------	-------------------------

※介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、居住費および食費が、認定証に記載された金額まで減額されます。

※入院や外泊時において、7日目以降も居室の確保を希望された場合、入院および外泊当日の居住費をお支払いただきます。

(5) その他の日常生活費

項目	内容	金額
預かり金管理	預かり金の管理代（年金証書・通帳・有価証券など）	日額 165 円
日用品費	日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当であるものの費用	日額 148 円～日額 173 円
個人家電・電気代	テレビ・冷蔵庫・pc 他 テレビ（レンタルの場合）	日額 50 円 日額 150 円
理美容	カット	1 回 1,700 円
クラブ費	クラフトクラブ（毎週火曜） 書道クラブ（第 2・第 4 月曜） 園芸クラブ（毎週水曜日） カラオケクラブ（第 2 木曜日）	1 回 250 円 1 回 150 円 1 回 300 円 無料(ドリンク等は実費)
買い物代行	入院時の物品等購入代行	1 回 1,000 円
ドリンクバー	フリードリンク形式	1 回 60 円
おやつ屋台	屋台形式で手作りおやつの提供 (月 2 回実施)	1 食 100 円
クッキング教室	第 1 月曜日	1 回 600 円
生協加入事務手数料	生協に加入代行及び注文代行をした場合	1 回 500 円
入院セット	入院当日に必要な物品セット	1 セット 5,000 円
入院時洗濯代行サービス	入院中の洗濯代行	1 回 2,000 円

(6) ※高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費制度

同じ世帯内で同じ月に受けた介護サービス費用の1割～3割負担の合計額が、一ヶ月あたりにおいて、一定の上限額を超えた時は、超えた分が申請により高額介護サービス費として払い戻されます。また、居住費と食費の負担額も所得段階に応じた上限額が下記の通り設定されています。

高額介護サービス費、特定入所者介護サービス制度適用時利用料一覧表

<個室の場合>

所得段階 区分	1月あたりの利用料概算（1ヶ月を31日とした場合）				プラス その他の費用
	介護保険 1割から3割負担	居住費	食費	合計	
第4段階	介護度別による負担 金額（1割～3割）	43,400円	57,350円	1割：約133,800円 2割：約163,800円 3割：約193,800円	上記参照
第3段階①	24,600円	27,280円	20,150円	72,030円	
第3段階②	24,600円	27,280円	42,160円	94,040円	
第2段階	15,000円	14,880円	12,090円	41,970円	
第1段階	0円～15,000円	0円	0円～9,300円	0円～24,300円	

※その他の費用として、お薬代などがかかる場合があります。

<多床室の場合>

所得段階 区分	1月あたりの利用料概算（1ヶ月を31日とした場合）				プラス その他の費用
	介護保険 1割から3割負担	居住費	食費	合計	
第4段階	介護度別による負担 金額（1割～3割）	28,365円	57,350円	1割：約118,000円 2割：約148,000円 3割：約178,000円	上記参照
第3段階①	24,600円	13,330円	20,150円	58,080円	
第3段階②	24,600円	13,330円	42,160円	80,090円	
第2段階	15,000円	13,330円	12,090円	40,420円	

第1段階	0円～15,000円	0円	0円～9,300円	0円～24,300円
------	------------	----	-----------	------------

※その他の費用として、お薬代などがかかる場合があります。

<所得区分>

第4段階：住民税を課税されている方。本人は非課税だが、配偶者が住民税課税者である方。

第3段階①：世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方。また、本人および配偶者の預貯金等の資産額の合計が、1,550万円以下の方。（配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産額の合計が、550万円以下の方。）

第3段階②：世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方。また、本人および配偶者の預貯金等の資産額の合計が、1,500万円以下の方。（配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産額の合計が、500万円以下の方。）

第2段階：世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金額の合計が80万円以下の方。また、本人および配偶者の預貯金等の資産額の合計が、1,650万円以下の方。（配偶者がいない場合は、本人の預貯金等の資産額の合計が、650万円以下の方。）

第1段階：生活保護受給者の方、または老齢福祉年金受給者の方。